

報酬基準表

社会保険労務士法人 MOYORINO

* 平成29年6月現在 表示金額には別途消費税がかかります

顧問報酬(1カ月あたり・税抜き)

(円)

従業員数	4人 まで	5～9人 まで	10～19 人まで	20～29 人まで	30～49 人まで	50～69 人まで	70～99 人まで	100人 以上
顧問 A	15,000	25,000	35,000	45,000	55,000	70,000	100,000	別途協議
顧問 B	10,000	10,000	10,000	20,000	25,000	30,000	40,000	別途協議
顧問 C	5,000	5,000	5,000	10,000	10,000	15,000	15,000	別途協議
給与計算 A	15,000	20,000	25,000	30,000	35,000	45,000	60,000	別途協議
給与計算 B	5,000	5,000	10,000	15,000	20,000	25,000	30,000	別途協議

顧問契約 A に含まれる業務(フルパートタイプ)

手続業務

- ・入退社時各種保険(厚生年金・健康保険・雇用保険)加入・喪失手続
- ・労働保険申請手続(労災等)
- ・社会保険申請手続(出産・傷病等)
- ・その他、労働保険、社会保険に関する手続き全般

相談業務

- ・労働法・社会保険法に関する相談
- ・労働条件に関する相談
- ・従業員採用に関する相談
- ・労使問題に関する相談
- ・その他、労働保険、社会保険に関する相談全般

※労働保険年度更新は別途 30,000 円～(建設業は 40,000 円～、社会保険算定は別途 15,000 円～を基準とします。(被保険者人数により加算あり)

顧問契約 B に含まれる業務(アドバイザータイプ)

- ・人事労務に関する相談・助言・指導などの相談業務を中心にを行い、各種手続きの代行は行いません。労働保険・社会保険などの各種手続きは、自社で出来るというお客様におすすめです。
(当法人からの訪問は原則月 1 回とし、情報提供及び提案は相談があった部分に限ります。)

顧問契約 C に含まれる業務(メール顧問タイプ)

- ・人事労務に関する相談・助言・指導などの相談業務を中心にを行います。顧問契約 B(アドバイザータイプ)と同様のサービスですが、連絡はすべて電話または E-mail の使用に限らせて頂きます。
(当法人からの訪問や個別の情報提供及び提案は行っておりません。)

給与計算 A

タイムカード、出勤簿により時間計算を含むもの。社会保険料、所得税を計算します。
賃金台帳、給与明細書、給与封筒を作成してお渡しします。

給与計算 B

時間計算のないもの。社会保険料、所得税を計算します。
賃金台帳作成のみとし、給与明細書、給与封筒は作成いたしません。

※賞与計算は別途費用をいただきます。

※顧問契約なしで給与計算 A または給与計算 B のみをご依頼される場合は、上記給与計算報酬の 50%増しとなります。

顧問契約に含まれない契約

・労働保険・社会保険に新規・廃止の適用（顧問契約のお客様には割引いたします）（円）

従業員数	9人まで	10～19人まで	20人以上
健康保険・厚生年金保険	50,000	60,000	80,000
労災保険・雇用保険	50,000	60,000	80,000

・就業規則作成・変更

（作成内容により変動あり）

（円）

就業規則(本則)作成	就業規則の変更	賃金・退職金・旅費等、その他の諸規定
100,000～	20,000～	10,000～

・役所調査対応(労働基準監督署、公共職業安定所、社会保険事務所が行う調査の対応料金)(円)

調査前の相談のみ	相談、事前準備、調査立会い、是正報告書作成 一式
20,000～	50,000～

・助成金申請

助成金支給額の20%を基準とします。

※計画届が必要なものなど、内容によっては別途料金をいただく場合がございます。

※顧問契約のある場合は割引いたします。

取り扱っていない助成金もございますのでご了承ください。

・個人に関する業務(年金請求)など

老齢年金・・・1件 15,000円～

遺族年金・・・1件 30,000円～

障害年金・・・(別途協議)

・相談料（顧問契約の場合を除く）

1時間あたり 5,000円（鳥取県東部以外の地域に訪問する場合、別途交通費がかかります）

・キャリアコンサルティング(顧問契約のお客様には割引いたします)

1名(約50分)あたり 10,000円（鳥取県東部以外の地域に訪問する場合、別途交通費がかかります）

* その他の特殊な依頼及び手続等については別途協議となります。